

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第537号 平成25年5月2日

憲法記念日に思う

生活保護費等の受給者に対し、これらの手当てをパチンコ等のギャンブルに費消し、生活の安定を欠く様な事態を招いてはならず、また、市民に対しては、生活保護費等の受給者がパチンコ等のギャンブルで「浪費」しているのを見つけた場合には情報提供するよう求めた兵庫県小野市の条例（市福祉給付制度適正化条例）案が3月27日可決、成立し、4月1日から施行されています。

この条例に関しては、兵庫県弁護士会が受給者の人権を侵害し違憲の疑いもあるとの声明を発する等、賛否様々な議論が寄せられていますが、本会議終了後記者会見した蓬萊務市長は「行政と市民が一体となって、福祉制度を運用するのが目的」と強調すると共に、市民に通報を求める点についても、「地域の絆を強めるもので監視強化には当たらない」と述べています（3月28日付北海道新聞）。

それでは、この小野市の条例とはどのような条例なのか、もう少し詳しく見てみましょう。

まず条例の目的については、

- ・偽りその他不正な手段による給付の未然防止
- ・遊技、遊興、賭博等に費消し、生活の維持、安定向上に努める義務に違反する行為の防止

により、福祉制度の適正な運用と受給者の自立した生活を支援するためとしています。

次に、生活保護費等の受給者に対しては、

- ・偽りその他不正な手段を用いて金銭給付を受けてはならない事
- ・給付された金銭を、パチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消し、その後の生活の維持、安定向上を図ることができなくなるような事態を招いてはならない事
- ・常にその能力に応じた勤労に励み、支出の節約を図るなど、日常生活の維持、安定向上に努めなければならない事

を求めています。

そして市民に対しては、上記に反する受給者を発見した場合には、速やかに市に情報提供するよう求めています。

生活保護費等の給付が国民の税金で賄われている以上、それが目的に沿って有効に活用されるべき事は当然といえますが、それでも私は、この条例に諸手を挙げての賛成はしかねています。

そもそも生活保護費等を受給している方々の情報は公開されていませんから、「市に通報せよといっても通報のしょうがないではないか」という声もあるようですが、もっともだと思います。それでも、この条例が有効だとすれば、地域の中では「誰それは生活保護受給者である」といった事が分かるという事を示唆している訳で、そうであれば絆を深めるというよりも相互に監視し合っている様で、何となく窮屈な感じがします。

パチンコや競輪・競馬等の遊興はどうしても嗜好性が強く、それだけに日常生活の乱れの原因となるケースは高いと思われませんが、それでもパチンコや競輪・競馬イコール「浪費」という考え方はいささか安直ではないでしょうか。

私も、開店前のパチンコ店の前で列をなしている人々の群れを見ると、「他にすることはないのだろうか？」と思う事はありますが、他人さまの趣味（中にはそれを仕事にしているという人もいるかも知れませんが）に口を挟むのは、それこそ野暮というものでしょう。

趣味といえは人それぞれで、旅行が趣味、ゴルフが趣味と挙げれば切がありませんが、中には、パチンコや麻雀、競馬等のギャンブルが趣味という人も沢山います。私はお茶をやっていますが、お金を掛けて道具を揃える事も、お茶に興味のない人からすれば「浪費」に映るかも知れません。また、パチンコはしないがブランド品の中毒に罹り、次々と高価なバック等を買って、結局自己破産に追い込まれた人も居ます。

つまり、生活破綻の原因はギャンブルだけではないという事であり、何が「浪費」であるか、また、「日常生活の維持向上に努めていない」というのはどういう状況かは、一様ではありません。

憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。生活保護制度は、この憲法第25条を具現化するための制度であり、決して生活困窮者に対する国からの恩恵ではありません。

何を以て「健康で文化的な最低限度の生活」と考えるかは人によって異なりますが、「生活保護をもらいながらパチンコというのは怪しからん」というのは、多分に「生活保護受給者は怠け者」といった様な偏見があるからではないでしょうか。仮に、生活保護受給者が生活費を切り詰め、やり繰りしながら、例えば絵を描いたり音楽活動を楽しんでいたとして、それを浪費だから止めろというのでしょうか。

勿論、生活保護法は、受給者に対して支出の節約を求めていますので、仮に、日常生活に影響を及ぼすような形でパチンコ等に入れあげているケースがあれば、生

活改善に向けケースワーカーは適切に指導しなければなりませんし、生活保護受給者は、生活改善の努力をする責任があると思います。

生活保護受給者は年々増加し、ついに200万人を突破、4兆円近い予算を使っている中で、不正受給の問題は後を絶たず大きな社会問題となっています。しかもその一方では、生活保護の対象となるべき人が救いの手からこぼれ落ちているという現実も少なくありません。こうした中で、生活保護制度の厳正な運用や制度の見直しについて議論が出て来るのは時代の流れであり、当然といえますが、しかし同時に、生活保護制度が社会で生活する上での最後のセーフティネットであるという事を、私達は決して忘れてはならないと思います。(塾頭：吉田 洋一)